経常収支	25,342	14,706	15,346
（対前年同月比）	（65.1）	（29.6）	（−47.1）
投資収支	−36,672	−14,540	−19,513
直接投資	−1,693	−10,665	−7,900
証券投資	−97,673	−12,545	−71,496
（証券貸借取引を除く）	（−58,144）	（−1,875）	（−54,201）
金融派生商品	1,014	1,129	1,024
その他投資	61,680	7,541	58,859
（証券貸借取引を除く）	（22,151）	（−3,129）	（−41,542）
その他資本収支	−780	−227	−550
資本収支	−37,452	−14,767	−20,063
外貨準備増（−）減	1,816	−297	3,632
誤差脱漏	10,294	359	1,085

（備考）　①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
　　②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

平成21年度中国際収支状況（速報）

財務省
（単位：億円、%）

項目	平成21年度	前年度	対前年度比増減
貿易・サービス収支	47,784	−8,878	56,662
（対前年度比）	（—）	（—）	
貿易収支	66,088	11,591	54,497
（対前年度比）	（470.2）	（−90.1）	
輸出	555,368	677,117	−121,750
（対前年度比）	（−18.0）	（−16.3）	
輸入	489,280	665,527	−176,246
（対前年度比）	（−26.5）	（−3.9）	
サービス収支	−18,303	−20,469	2,165
所得収支	119,553	145,531	−25,978
経常移転収支	−10,792	−13,290	2,498
経常収支	156,545	123,363	33,183
（対前年度比）	（26.9）	（−49.7）	
投資収支	−118,508	−168,114	49,606
直接投資	−52,592	−101,087	48,495
証券投資	−136,596	−259,978	123,381
（証券貸借取引を除く）	（−122,775）	（−254,189）	（131,414）
金融派生商品	8,023	19,580	−11,558
その他投資	62,658	173,371	−110,713
（証券貸借取引を除く）	（47,596）	（165,598）	（−118,002）
その他資本収支	−4,878	−4,940	61
資本収支	−123,386	−173,053	49,667
外貨準備増（−）減	−23,992	−24,758	766
誤差脱漏	−9,167	74,448	−83,616

（備考）　①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
　　②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

公　告

諸　事　項

工　場　財　団

東京都港区西新橋一丁目14番１号**東亞合成株式会社**の工場財団に名古屋市港区昭和町８番地東亞合成株式会社名古屋工場西工場名古屋市港区昭和町17番地の23東亞合成株式会社名古屋工場東工場高岡市伏木二丁目１番３号東亞合成株式会社高岡工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年５月25日　　名古屋法務局熱田出張所

有　権　者　申　出　方

元当局所属公証人後藤雅晴の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成22年５月25日　　横浜地方法務局

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成22年５月25日　　徳島地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので、公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　徳島地方検察庁　平成22年第１号

２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成22年５月25日

３　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成17年ころから平成20年３月ころまでの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

髙橋真人、伊勢貴由樹らが、架空の異性紹介業者「全国会員制交際クラブ㈱アバンテ・システムズ」など（検察官が既に把握している架空の異性紹介業者については、後記４の⑴を参照のこと）を装って雑誌に広告を掲載し、同広告を見て異性の紹介を希望してきた被害者に対し、「当社のシステムに登録するのであれば、入会金として5,000円を振り込んでください。」など（検察官が既に把握している主な嘘の内容については、後記４の⑶を参照のこと）の嘘を言い、これを信じた被害者に、指定する銀行口座（検察官が既に把握している銀行口座については、後記４の⑵を参照のこと）に振込入金させて金銭の交付を受けた行為

４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　犯人らが使用した架空の異性紹介業者名等（検察官が既に把握しているもの）

ア　業者名　㈱アバンテ・システムズ
　住所　東京都港区白金台２―15
　電話番号　03―5297―8981、03―5297―8982

イ　業者名　サンビーチ
　住所　東京都渋谷区渋谷２－１
　電話番号　03―6420―2100、03―6420―2101、03―5428―6048、03―5428―6049

ウ　業者名　シュプリーム
　住所　東京都千代田区外神田１―11
　電話番号　03―3526―4766、0120―725―172